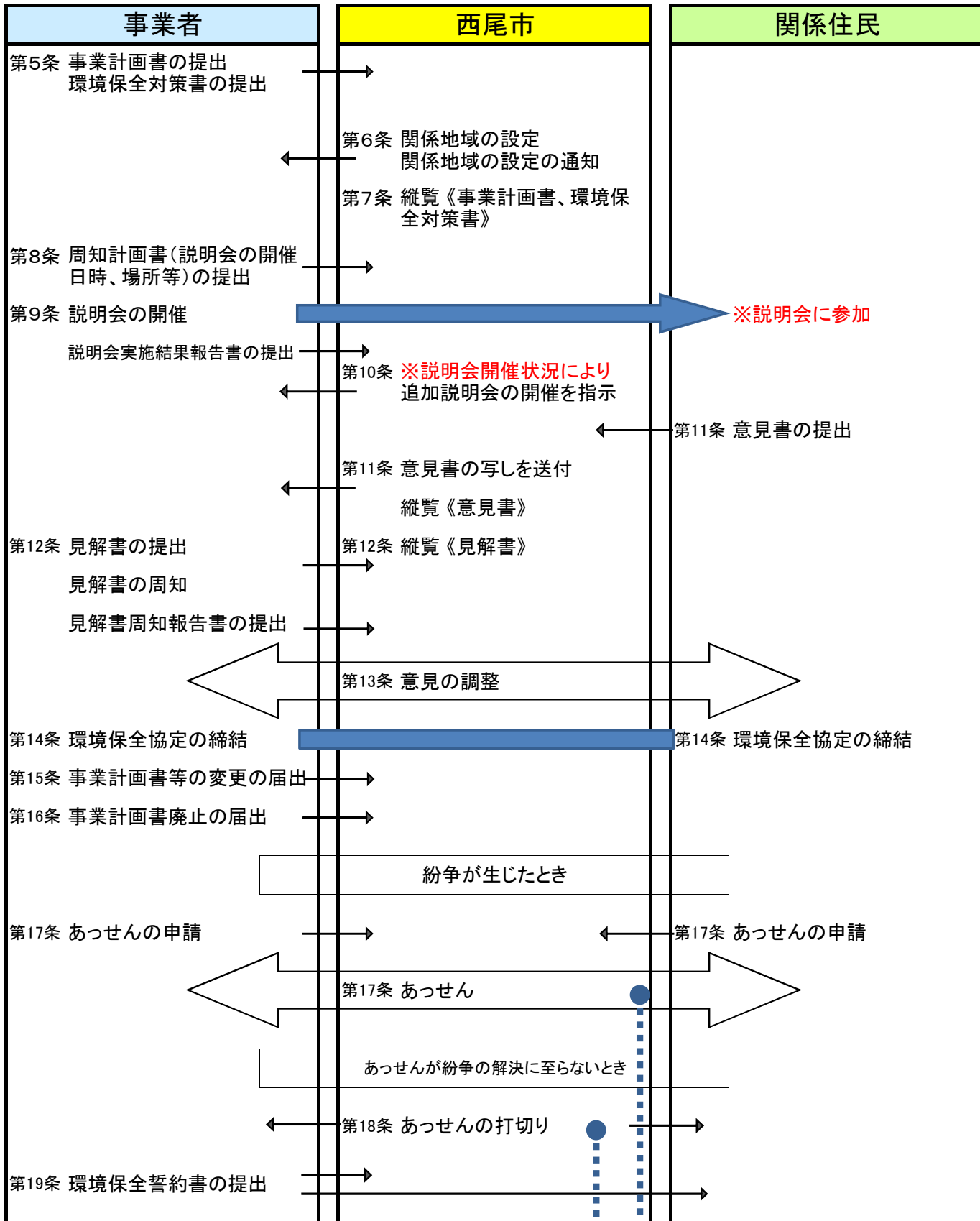


西尾市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例による手続の流れ

- 第1条 目的
- 第2条 用語の定義
- 第3条 市の責務
- 第4条 事業者及び関係住民の責務

第5条～第19条 手続(愛知県知事への産業廃棄物等関連施設の設置の許可申請前)



- 第20条 勧告
- 第21条 改善命令及び違反の事実等の公表
- 第22条 報告の求め及び施設への立入検査
- 第23条 西尾市産業廃棄物等対策委員会
- 第24条 規則への委任